

人権擁護法案（第154回国会提出閣法第56号）の概要

人権の世紀といわれる21世紀において、現行の人権擁護制度を抜本的に改革し、独立行政委員会である人権委員会の下に、人権侵害による被害の実効的な救済と人権啓発の推進を図る。

第1 総則関係

- 目的：人権擁護の施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現に寄与する。（1条）
- 人権侵害等の禁止：人種等を理由とする不当な差別的取扱い、虐待その他の人権侵害及び差別助長行為等をしてはならない。（3条）

第2 組織関係

1 人権委員会

国家行政組織法3条2項の規定に基づいて、人権委員会を法務省の外局として設置。その所掌等は次のとおり。（5条～20条）

- 所掌 人権救済、人権啓発、政府への助言、国会への報告等。
- 構成 委員長1人、委員4人。
- 任命 内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命。任期3年。
- 独立性 委員長、委員の職権行使における独立性を保障。
- 事務局 事務局及びその地方組織を設置。

2 人権擁護委員

人権委員会は、市町村長の推薦を受けて住民の中から人権擁護委員を委嘱し、特例として、特に適任と認める者に、市町村長の意見を聴いて人権擁護委員を委嘱する。任期3年。職務は人権相談、人権啓発活動等。（21条～36条）

第3 人権救済手続関係

1 一般救済手続

広く人権相談に応ずるとともに、申出又は職権により、人権侵害事件について、任意の調査をし、一般救済措置（助言、指導、調整等）を講ずる。（37条～41条）

2 特別救済手続

- 公務員，私人による差別的取扱い，虐待等について，過料の制裁を伴う調査をし，調停，仲裁，勧告・公表，訴訟援助（資料提供，訴訟参加）の救済措置を講ずる。（４２条，４４条～６３条）
- 報道機関による犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害等について，報道機関等による自主的な取組に配慮しつつ，任意の調査をし，調停，仲裁，勧告・公表，訴訟援助（資料提供，訴訟参加）の救済措置を講ずる。（４２条，４５条～６３条）
- 差別助長行為等に関し，過料の制裁を伴う調査をし，勧告・公表，訴訟による差止めの救済措置を講ずる。（４３条，４４条，６４条，６５条）

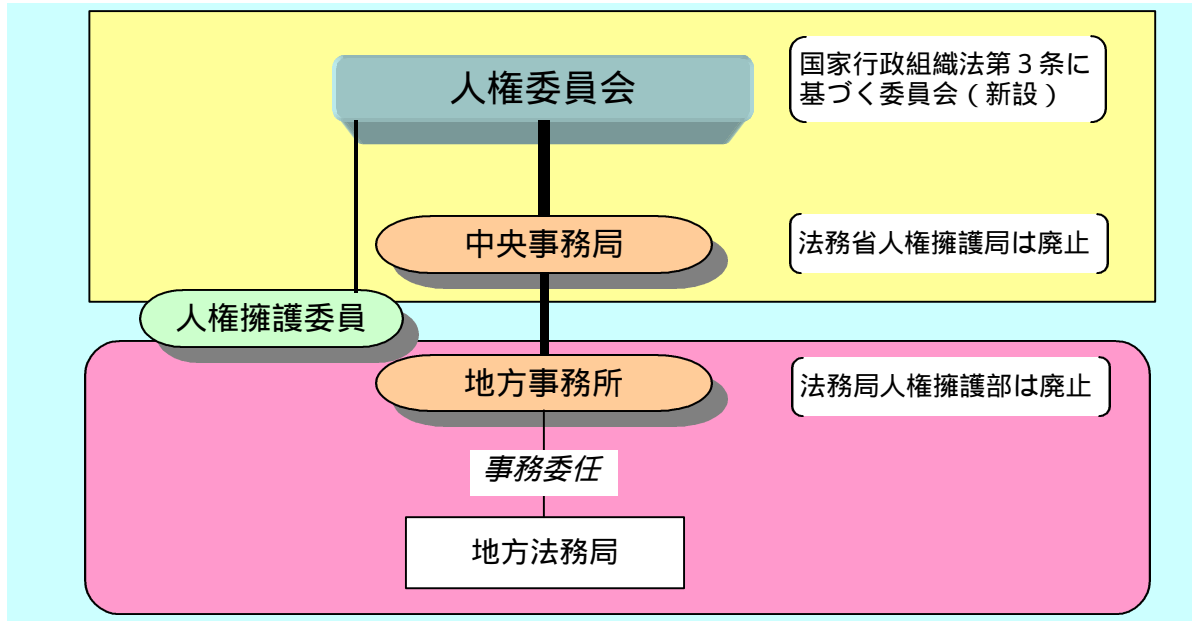
3 労働関係の人権侵害に関する特例

雇用における差別的取扱い等については，厚生労働大臣（船員に関するものについては国土交通大臣。以下同じ。）も一般救済手続を行い，特別救済手続のうち調査及び調停，仲裁，勧告・公表，資料提供は，厚生労働大臣が行う。（６６条～８０条）

第４ その他

人権委員会の発足時期（施行時期） 平成１５年４月～７月の間

〔 人 権 委 員 会 〕



〔 人 権 救 済 手 続 〕

